なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な、例えば以下のような方法による必要がある。

⑴　往復葉書の往信部に、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する方法

⑵　面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する方法

⑶　ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目に留まる形で配置・記載する方法

4　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）

国家公安委員会所管事業者は、次に掲げる場合は、２、３及び第４の２⑵の規定にかかわらず、利用目的を本人に対し通知又は公表をする必要がない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（例えば、暴力団等の反社会的勢力に関する情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合）

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより国家公安委員会所管事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（例えば、暴力団等の反社会的勢力に関する情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合）

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（例えば、犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得したとき。）。

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる、例えば以下のような場合

ア　今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合

イ　着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で相手方に電話を掛け直す場合

第６　個人データの管理に関する義務

1　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

国家公安委員会所管事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2　安全管理措置（法第20条関係）

国家公安委員会所管事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、国家公安委員会所管事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な、例えば以下の⑴から⑸までのような措置を講じなければならない。

⑴　安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備・運用し、その実施状況を確認する組織的安全管理措置

⑵　従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行う人的安全管理措置

⑶　入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置を行う物理的安全管理措置

⑷　個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的安全管理措置

⑸　情報システム安全対策指針（平成９年国家公安委員会告示第９号。第２編Ⅰ第５章を除く。）において定める対策の実施

他方、例えば以下の⑹から⑾のような場合は必要かつ適切な措置を講じているとはいえない。

⑹　公開されることを前提としていない個人データが事業者のウェブ画面上で不特定かつ多数の者に公開されている状態を国家公安委員会所管事業者が放置している場合

⑺　組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従業者が個人データにアクセスできる状態を国家公安委員会所管事業者が放置していた場合で、その従業者が個人データを漏えいした場合

⑻　本人が継続的にサービスを受けるために登録していた個人データが、システム障害により破損したが、採取したバックアップも破損しており、個人データを復旧できずに滅失又はき損し、本人がサービスの提供を受けられなくなった場合

⑼　個人データに対するアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業者がそこから個人データを入手して漏えいした場合

⑽　個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出された場合

⑾　委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供し、委託先が個人データを漏えいした場合

なお、例えば、不特定かつ多数の者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものを処分するために文書細断処理等を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

3　従業者の監督（法第21条関係）

国家公安委員会所管事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

なお、例えば以下のような場合は必要かつ適切な監督を行っているとはいえない。

⑴　従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを、あらかじめ定めた間隔で定期的に確認せず、その結果、個人データが漏えいした場合

⑵　従業者が、内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は可搬型外部記録媒体を繰り返し持ち出していたにもかかわらず、その行為を放置した結果、それらを紛失し、個人データが漏えいした場合

4　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　国家公安委員会所管事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

なお、例えば以下のような場合は必要かつ適切な監督を行っているとはいえない。

ア　個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず、外部の事業者に委託した場合で、委託先が個人データを漏えいした場合

イ　個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を委託先に指示せず、その結果、委託先が個人データを漏えいした場合

ウ　再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託し、その結果、再委託先が個人データを漏えいした場合

エ　契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、その結果、委託元の認知しない再委託が行われ、その再委託先が個人データを漏えいした場合